

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当該休日は、翌日がとどけられたの

告示

鳥取県告示第千百三十五号

◇告示
字等の区域の新設等(二件)

三

次

身体障害者福祉法による医師の指定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良法による換地処分(二件)

解除予定の保安林

指定施業要件の変更予定の保安林

林業種苗法による講習会の開催

鳥取県収納代理金融機関の指定

◇教委告示
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上津ノ井地区広岡工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

字新たに画する の名稱	同上の区域(昭和五十二年八月二十五日現在の地番による。)
----------------	------------------------------

海藏寺字上平

海藏寺字向田の全域、海藏寺字前田三の一、四の三及びこれらと一体をなす国有地、海藏寺字中前田六の一、七及びこれらと一体をなす国有地並びに六の五と一体をなす国有地の一部、海藏寺字余駿二七の二から一七の六まで及び

	海藏寺字下平	これらと一体をなす国有地、広岡字上馬洗一三五の二の一部並びに広岡字馬洗一三六の1から一三六の五まで、一三六の一〇、一三六の一、一三七の一部、一三九の四の一部、一四〇の一の一部、一四〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
広岡字東広岡	広岡字石内の全域、広岡字嵯一八七の一部、一八九の一部、一八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八七と一体をなす国有地の一部、広岡字東河原畷二〇〇の一から二〇〇の三までの一部及び二〇〇の二と一体をなす国有地の一部、海藏寺字余畷二九の一部、三一の一部、三二の一部、三三の一部、三四の一部、三四の一部から三四の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに海藏寺字ハサマのうち五一の一部及び五二の二以外の区域	広岡字石内の全域、広岡字嵯一八七の一部、一八九の一部、一八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八七と一体をなす国有地の一部、広岡字東河原畷二〇〇の一から二〇〇の三までの一部及び二〇〇の二と一体をなす国有地の一部、海藏寺字余畷二九の一部、三一の一部、三二の一部、三三の一部、三四の一部、三四の一部から三四の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに海藏寺字ハサマのうち五一の一部及び五二の二以外の区域
広岡字北広岡	広岡字東河原畷のうち一九六の一部、一九七の一の一部、一九七の二の一部、一九九の一の一部、二〇〇の一から二〇〇の三までの一部、二〇一から二〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに広岡字河原畷二〇四の一部、二〇五の一の一部、二一一の一の一部及び二〇四と一体をなす国有地の一部	広岡字東河原畷のうち一九六の一部、一九七の一の一部、一九七の二の一部、一九九の一の一部、二〇〇の一から二〇〇の三までの一部、二〇一から二〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに広岡字河原畷二〇四の一部、二〇五の一の一部、二一一の一の一部及び二〇四と一体をなす国有地の一部
広岡字西広岡	広岡字河原畷のうち二〇四の一部、二〇五の一の一部、二一二の一の一部、二一一の一の一部、二一三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	広岡字河原畷のうち二〇四の一部、二〇五の一の一部、二一二の一の一部、二一一の一の一部、二一三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
海藏寺字中前田	同上の区域(昭和五十二年八月二十五日現在の地番による。) 海藏寺字前田	海藏寺字前田のうち三の一、四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
広岡字地蔵前	海藏寺字中前田のうち六の一、七及びこれらと一体をなす国有地並びに六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域	海藏寺字中前田のうち六の一、七及びこれらと一体をなす国有地並びに六の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
広岡字越前	広岡字越前の全域、広岡字嵯のうち一八五から一八八までの一部、一八九の一の一部、一八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、広岡字東河原畷一九九	広岡字越前の全域、広岡字嵯のうち一八五から一八八までの一部、一八九の一の一部、一八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、広岡字東河原畷一九九

紙子谷

字ドフドフ

紙子谷字ドフドフのうち二十九の一及び三〇の一部以外の区域並びに広岡字馬洗一三八の二、一三八の三及びこれらと一体をなす国有地。

広岡字上馬洗

広岡字上馬洗のうち一三一の一、一三三の二、一三五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

広岡字馬洗

広岡字馬洗のうち一三六の一から一三六の五まで、一三六の一〇、一三六の一、一三七の一部、一三八の二、一三八の三、一三九の四の一部、一四〇の一の一部、一四〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、広岡字上馬洗一三二の一、一三三の二、一三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに紙子谷字ドフドフ二九の一及び三〇の一部

桂木字西ヶ岡

桂木字西ヶ岡の全域、広岡字東河原駆一九六の一部、一九七の一の一部、一九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに広岡字河原駆一二の一部、二一一の一の一部、二二三の一及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名称

海藏寺字向田、海藏寺字余曇、海藏寺字ハサマ、広岡字越前、広岡字嵯、広岡字石内、広岡字東河原駆及び広岡字河原駆

鳥取県告示第千百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による長柄地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年十一月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

字新たに画する
名 称 同上の区域（昭和五十四年一月三十日現在の地番による。）

長柄字石橋

長柄字石橋ノ堺 三、三の一、三の二の一部、四、四の一部並びに三の二と一体をなす国有地の一部、長柄字石橋ノ式のうち一から三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長柄字前田二六の一部、五七の一の一部、五七の二の一部、五八の一、五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長柄字欠戸六五の一部、六六の一の一部、六七の一の一部、六八の一の一部、六九の一の一部、六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五と一体をなす国有地の一部

町及び字の名称	同上の区域(昭和五十四年一月三十日現在の地番による。)
長柄字石橋ノ壱	長柄字石橋ノ壱のうち三、三の一、三の二、四、四の一、五の二、一九の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
長柄字前田	長柄字前田のうち二六の一部、四三の二の一部、四四の二、四五、四六の一部、四七の一部、四八、四九から五四までの一部、五四の一の一部、五五の一部、五五の一の一部、五六の一部、五七の一の一部、五七の二の一部、五八の一、五八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
長柄字欠戸	長柄字欠戸のうち六五の一部、六六の一部、六七の一部、六八の一の一部、六九の一の一部、六九の二の一部、七〇内第一、七一の三、八一の一部、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五及び八一と一体をなす国有地の一部以外の区域、長柄字石橋ノ壱 三の二の一部、長柄字石橋ノ武 二一から二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、長柄字前田五七の二の一部、五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、長柄字東土居ノ壱 八四の一部、八五の一部、八七の三の一部、八八の一部、九三の一部、九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長柄字笛吹三三の五、三一五の一から三一五の一〇まで、三一六の二、三一六の三、三一六の七から三一六の九まで、三一九の五から三一九の七まで、三一九の九、三一九の一〇及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三
長柄字東土居ノ壱	長柄字東土居ノ壱のうち八四の一の一部、八五の一の一部、八七の三の一部、九三の一の一部、九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長柄字前田四六から四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、長柄字尾山ノ壱一四三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに長柄字尾山ノ二 一六五の一部、一六六の一部、一六八の一及びこれらと一体をなす国有地
長柄字尾山ノ壱	長柄字尾山ノ壱のうち一四三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、長柄字前田四三の二の一部、四四の二、四五、四六の一部、四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長柄字尾山ノ二 一六五の一部、一六六の一部、一六七の二及びこれらと一体をなす国有地
長柄字尾山ノ二	長柄字尾山ノ二のうち一六五、一六六、一六七の二、一

長柄字真土ノ壱

六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

長柄字真土ノ壱のうち二八二の一部、二八三の一の一部、二八四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、長柄字真土ノ式のうち二八九の一部、二八九の一、二九〇の一部、二九一の一部及び二九二以外の区域、長柄字壱三〇四の一部並びに三〇四と一体をなす国有地の一部並びに長柄字笛吹三〇五の一部、三一三の一部、三一四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一三と一体をなす国有地の一部

長柄字壱

長柄字笛吹

長柄字壱のうち二九六の三の一部、二九七の二の一部、二九八の一部、二九九の一の一部、三〇一の一部、三〇二の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九七の二、二九九の一及び三〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域、長柄字真土ノ式二八九の一部、二八九の一、二九一の一部及び二九二、長柄字笛吹三〇五の一部、三〇九の一の一部、三〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇九の一、三〇九の二及び三一〇と一体をなす国有地の一部並びに金沢字福岡二二一の一部、二二二の一の一部、二三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三六の一と一体をなす国有地の一部

六反田字九反田

六反田字山根

三一五の一〇まで、三一六の一、三一六の三、三一六の七から三一六の九まで、三一九の五から三一九の七まで、三一九の九、三一九の一〇、三一三の一部、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇九の一、三〇九の二、三一〇、三一一、三一九の三及び三二三と一体をなす国有地の一部以外の区域、長柄字真土ノ壱二八二の一部、二八三の一の一部、二八四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、長柄字真土ノ式二九〇の一部、長柄字壱二九八の一部、二九九の一の一部、三〇一の一部、三〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九九の一と一体をなす国有地の一部並びに二二二の一と一体をなす国有地の一部

六反田字山根の全域、六反田字量玄一七一の二、一七二の二、一七三と一体をなす国有地並びに一七三と一体をなす国有地の一部以外の区域

六反田字量玄のうち一七一の二、一七二の二、一七三と一体をなす国有地並びに一七三と一体をなす国有地並びに一七三と一体をなす国有地の一部並びに六反田字九反田一九七の五の一部、一九八の一の一部、一九九の三の一部、二〇〇の一の一部、二〇一の一部、二〇二から二〇五までの一部、二〇七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇七の五と一体をなす国有地の一部

六反田字九反田のうち一九七の五の一部、一九八の一の

金沢字福岡	金沢字福岡のうち二二一の一部、二二一の一部及び二三六の一と一体をなす国有地並びに二二一の一部、二四の四、二三四の五、二三六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二一の一部、二九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九七の二と一体をなす国有地の一部並びに長柄字笛吹二一の一部及び三一の一部並びに三一一と一体をなす国有地の一部
廃止する字の名称	長柄字石橋ノ武及び長柄字真土ノ武

鳥取県告示第千百三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（

昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先
脳神経外科	阪口正和	鳥取市末広温泉町二十五番地 鳥取生協病院

鳥取県告示第千百三十八号

昭和五十四年十一月十三日付けで米子市から申請のあつた土地改良（浦津地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年十二月十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百三十九号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（吉尾地区農道舗装と暗きよ排水を一体とした）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百四十号

昭和五十四年十一月二十日付けで鳥取市から申請のあつた高草地区第五工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法

第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る上津ノ井地区広岡工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十二月十九日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る長柄地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1523

鳥取県告示第千百四十四号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

の一八(国有林)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁、上萩山、笠木、新屋、神福字大熊山一五七二の一(以上国有林。次の図に示す部分に限る。)、豊栄字若杉一三九七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

三 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

2	立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を 鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)
鳥取県告示第千百四十五号	鳥取県告示第千百四十五号
林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一條第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第二百九十四号）第三条の規定により、次のとおり告示する。	林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一條第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第二百九十四号）第三条の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十四年十二月十八日	昭和五十四年十二月十八日
鳥取県知事 平 林 鴻 三	鳥取県知事 平 林 鴻 三
受講対象者	受講対象者
配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者	配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
二 開催日時及び場所	二 開催日時及び場所
日 時 場 所	日 時 場 所
昭和五十五年一月三十日 十時から十七時まで	鳥取市東町一丁目二七一番地 舎第二十九会議室（五階）
三 講習科目及び時間	三 講習科目及び時間
一 名称	一 名称
山陰労働金庫	山陰労働金庫
二 指定年月日	二 指定年月日
昭和五十五年一月一日	昭和五十五年一月一日
三 業務開始年月日	三 業務開始年月日

昭和五十五年一月一日

鳥取県告示第千百四十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県收納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

第三号の表中

商工組合 中央金庫	鳥取支店 子出張所米	鳥取市片原二丁目 株式会
--------------	---------------	-----------------

商工組合 中央金庫	鳥取支店 子出張所米	米子市加茂町二丁目 株式会
--------------	---------------	------------------

商工組合 中央金庫	鳥取支店 子出張所米	鳥取市片原 株式会
--------------	---------------	--------------

社山陰合同銀行米子支店

を

社山陰合同銀行米子支店

金庫

山陰労働

鳥取支店

倉吉支店

米子支店

二丁目 株式会社山陰合同銀行鳥取支店

温泉町 町二丁目 株式会社山陰合同銀行米子支店

町四丁目 町二丁目 株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年十二月十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顯

一 日 時 昭和五十四年十二月二十日（木） 午後二時三十分
 二 場 所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
 三 議 題

1 昭和五十五年度鳥取県立高等学校募集生徒数について

2 その他